

毒物及び劇物を取り扱う皆さんへ

毒物

劇物

による事故の未然防止の手引き

毒物及び劇物譲受書

毒物又は劇物	名称
	数量
販売又は授与年月日	令和 年 月 日
譲受人	氏名 (印)
	職業
	住所



毒物劇物は、毒性の強いものであり、少量でも身体を著しく害する性質を持っています。本来の用途を逸脱した使用が行われた場合には、人命に対し重大な危害を及ぼすものです。また、引火性、爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合、不特定多数の人に、大きな被害を及ぼすおそれがあります。

これらの毒物劇物は、現在、農薬、試薬、工業薬品をはじめとして、多方面で用いられており、科学技術の進展に合わせて、量、種類ともに増加する傾向にあります。また、近年、ヒ素やシアン化合物等の食品への混入事件が多発しました。さらには、地震発生による毒物劇物の流出対策など、これまで以上にきめの細かい取扱いが必要になっています。

この小冊子は、「毒物及び劇物取締法」の中で、毒物劇物を取扱う方に義務づけられている事項などをわかりやすくまとめたものです。

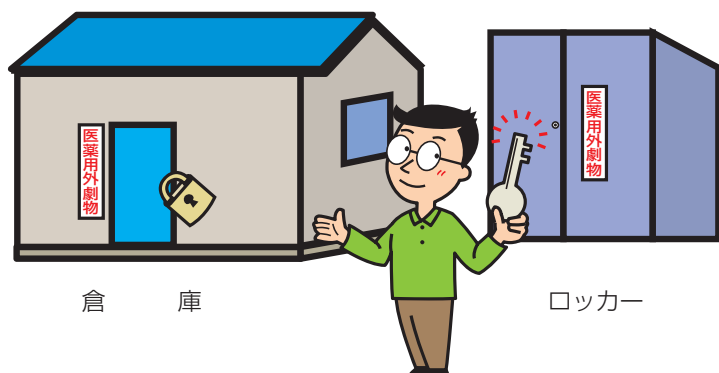
毒物劇物による事故の未然防止のためにお役立て下さい。



香川県

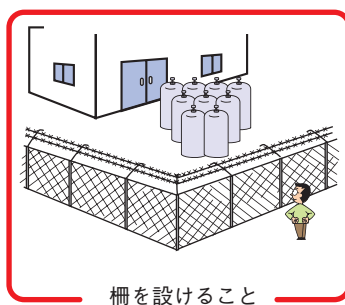
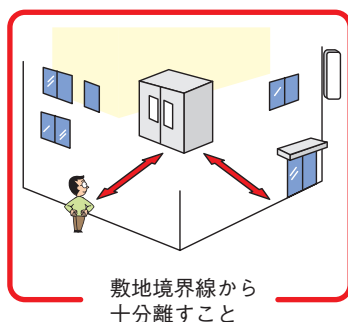
盗難・紛失防止のための 毒物劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

- 毒物劇物は、他の物と明確に区分し、専用のものに貯蔵・保管する。
- 貯蔵・保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにする。
構造上鍵がかけられないタンク等の場合には、人が近づけないように柵を設けます。
- 貯蔵・保管場所には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字の表示をする。



- 敷地境界線から離れたところに保管する。

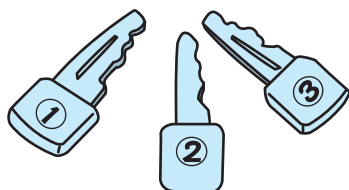
毒物劇物は、関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、一般の人々に危害を与える可能性が高くなります。



- 鍵の管理を徹底する。



鍵の管理者を明確にする。



鍵の数量のチェックを定期的に行う。



鍵を使用する場合はチェック表に記入、又は責任者に許可を得る

- 「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。

関連法規

◆毒劇法施行規則 第4条の4

- (2)毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
- イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- ロ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
- ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- (3)毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。

◆毒劇法 第12条第3項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

(業務上取扱者についても準用される。)

◆毒劇法 第11条第1項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(業務上取扱者についても準用される。)

◆昭和52年薬務局長通知

毒物及び劇物の保管管理について

- (1)毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
- (2)貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

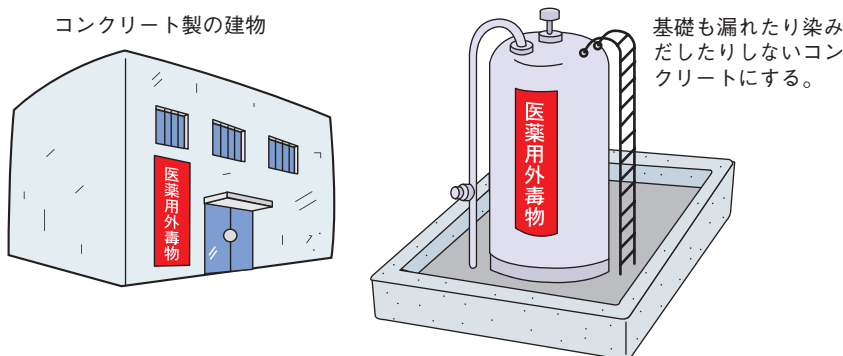
◆昭和52年薬務局長通知

毒物及び劇物の保管管理について

- (1)毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じた使用量の把握を行うこと。

漏えい・流出防止のための 毒物劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

- コンクリート製にする等、毒物劇物の性質を踏まえた材質を選ぶ。



- 地震の際、毒物劇物による被害を最小にするための備えをする。

- 保管庫が転倒しないように、壁や床に固定する。
- 薬品が、転倒・落下、容器破損しないような設備を設ける。
- 2種類以上の薬品が混ざり合うことによって、発火等の危険な状態にならないような保管配置にする。



関連法規

◆毒劇法 第11条第2項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
(業務上取扱者についても準用される。)

◆毒劇法施行規則 第4条の4

- (1)毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ コンクリート、板張り又はこれに準する構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。
- (2)毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - ハ 貯水池その他容器を用いしないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

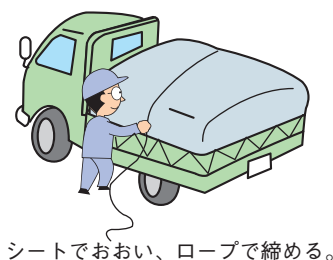
固体以外のものを貯蔵する屋外タンク、屋内タンク及び地下タンクについては、毒物又は劇物を安全に収容できる施設(防液堤等)を設ける等、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」(昭和52年、56年、60年薬務局長通知)が定められています。

盗難・紛失防止のための 毒物劇物を運搬する場合の注意点

- トラックでの運搬は容易に持ち去られないよう厳重に管理する。

- 車から目を離さない。

助手を同乗させます。



- 積荷が落下しないよう積載方法に注意する。
- 荷の受け渡し時に配送先、品名、数量等の確認を徹底する。

※

運搬容器については次のような基準が定められています。

- 液体状の毒物劇物を車両に固定又は積載する容器の基準
- 小型運搬容器の基準
- 中型運搬容器の基準

(平成15年化学物質安全対策室長通知別添2参照)

◆毒劇法施行令 第40条の4

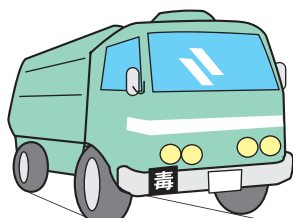
3. (2)容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
- (3)積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。
4. 毒物(4アルキル鉛を含有する製剤並びに弗化水素及びこれを含有する製剤(弗化水素70パーセント以上を含有するものに限る。))を除く。又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、前項第2号及び第3号に定める基準に適合するものでなければならない。

◆平成15年化学物質安全対策室長通知

1. (2)紛失の大部分は、毒物劇物の運搬中に起きており、その原因は、車両への運搬容器の固定が不十分であったことによる落下及び誤った配送先への運搬又は受け渡し時の数量等の確認が不十分であったことによるものが大部分であることから、運搬時には次の紛失防止措置を講じること。
 - ア 別添2中2(2)及び(3)の運搬基準及び毒物及び劇物取締法施行令(以下「令」という。)第40条の4で規定された「積載の態様」を遵守すること。
 - イ 荷の受け渡し時に確実に配送先、品名、数量等に誤りがないかどうかの確認を徹底すること。

漏えい・流出防止のための 毒物劇物を運搬する場合の注意点

- 運搬容器の基準^{*}に適合した運搬容器を使用する。
「使用前点検」「定期点検」を忘れずに。
(※前頁下段参照)
 - 荷送人は運送人への通知義務を遵守する。
1000kgを超えて運搬する場合、名称、成分、含量、数量及び応急措置の内容を書面で交付する。
 - 運転者に対して安全運転及び事故の際の応急措置に関する教育を行う。
 - 運転者の過労防止、過密運行防止のための確認点検を行う。
- これらの他、安全な運搬のために、以下の規制が行われています。
- 車両に毒物劇物表示を行うこと。
 - 保護具を備えること。
 - 毒物又は劇物の名称、成分、含量並びに応急措置の内容を記載した書面を備えること。



毒劇物であることをはっきりと表示する。

関連法規

◆毒劇法施行令 第40条の6第1項

毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、※厚生労働省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合は、この限りではない。

(※省令で定める数量 1回の運搬につき1000kg)

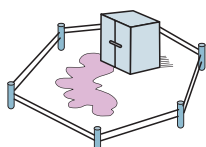
◆毒劇法施行令 第40条の5第2項

別表第2に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。
- (2) 車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。
- (3) 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。
- (4) 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。

盗難、紛失、漏えい、浸出した場合の措置

- 毒物劇物による事故が発生した場合は、関連機関へ直ちに連絡を。
 - 毒物劇物の飛散、漏れ等で不特定又は多数の人に被害が及ぶおそれがある場合、直ちに消防署、警察署又は保健所へ連絡する。
 - 毒物劇物の盗難又は紛失の場合、直ちに警察署へ連絡する。
 - 通報体制を整備しておく。
- 万一の事故に備え、日ごろから従業員の教育、訓練を実施する。
- 応急措置用として、土砂、消石灰等を備えておく。
- 被害をくいとめる措置とその準備を行う。
 - 当事者には被害を最小限にとどめる責任があります。放置すれば、毒物劇物によって他人に危害を与える恐れがありますので、速やかに食い止める措置を講じて下さい。



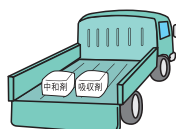
立ち入りを禁止する。



風下の人に知らせ退避させる。



保護具を着用する。



運搬事故時に対応するため、あらかじめトラックの荷台に中和剤や吸収剤を積んでおく。



中和剤を散布する。



洗い流すなど迅速に対処する。

◆毒劇法 第17条

1. 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
2. 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。
(業務上取扱者についても準用される。)

毒物劇物を販売する場合の注意点

- 毒物劇物を販売するためには販売業の登録が必要です。

- 毒物劇物の販売には、次の譲渡の手続きが必要です。

【毒物劇物営業者同士の場合】

販売する側が①毒物又は劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③譲受人の氏名、職業と住所を記載し、その帳簿を5年間保存する。



帳簿

【毒物劇物営業者以外への譲渡】

譲受人から、①毒物又は劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③譲受人の氏名、職業と住所を記載し、押印した文書を受け、5年間保存する。
(なお、定められた要件を満たせば書面の提出を電磁的方法により行うことができる。)

毒物及び劇物譲受書	
毒物又は劇物	名称
	数量
販売又は授与年月日	令和 年 月 日
譲 受 人	氏名 (印)
	職業
	住所

譲受文書の例

- 販売する時には、販売相手の身元確認を行い、利用目的を聞き取り、毒物劇物の種類や量が適当であるかを確認します。

- 18歳に満たない者及び取扱いに不安のある者等へは交付してはいけません。



- 家庭用劇物以外の毒物劇物について一般消費者への販売を自粛する。

- 代替品購入を勧めること。
- やむを得ず販売する場合には、保管管理や廃棄の際の義務について説明すること。



関連法規

◆毒劇法 第3条第3項

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。(以下省略)

◆毒劇法 第14条第1項、第2項

- 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。
 - (1)毒物又は劇物の名称及び数量
 - (2)販売又は授与の年月日
 - (3)譲受人の氏名、職業及び住所
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 毒物劇物営業者は、譲受人から前項各号に掲げる事項を記載し、厚生労働省令で定めるところにより作成した書面の提出を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

◆毒劇法施行規則 第12条の2

法第14条第2項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

◆平成10年医薬安全局長通知

毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

- (2)毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者において、毒劇物を販売又は授与する場合に、法第14条に基づく手続きを踏むとともに、譲渡の申し込みのあった者又は法人の事業等について十分確認を行い、また、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。

また、毒劇物の交付に当たっては、法第15条を遵守するとともに、身分証明書等により交付を受ける者について十分確認を行うこと。

◆毒劇法 第15条第1項、第2項

- 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。
 - (1)18歳未満の者
 - (2)心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - (3)麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第3条の4に規定する政令で定める物を交付してはならない。

◆平成11年医薬安全局長通知

毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について

- (2)毒物劇物営業者は、譲受人等の言動その他から使用目的に不審がある者、使用目的があいまいな者等安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにするとともに、この種の譲受人等に係る不審な動向については速やかに警察に通報すること。

◆平成10年医薬安全局長通知

毒劇物対策会議報告書に基づく実施事項について

- (3)毒劇物販売業者は、家庭用劇物以外の毒劇物の一般消費者への販売を自粛し、代替品購入を勧めること。やむを得ず販売する際には、購買者に対し必ず保管管理や廃棄の義務について説明の上販売すること。

●毒物劇物の情報を相手に提供する。

毒物劇物による保健衛生上の危害防止のため販売する毒物劇物についての下記の情報を、文書の交付、電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信などの方法により譲受人に提供する必要があります。

(一部例外規定あり→ **関連法規** 参照)

**関連
法規**

提供する情報の内容

- ①情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ②毒物又は劇物の別
- ③名称並びに成分及びその含量
- ④応急措置
- ⑤火災時の措置
- ⑥漏出時の措置
- ⑦取扱い及び保管上の注意
- ⑧暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨物理的及び化学的性質
- ⑩安定性及び反応性
- ⑪毒性に関する情報
- ⑫廃棄上の注意
- ⑬輸送上の注意

**関連
法規**

◆毒劇法施行令 第40条の9

1. 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時まで、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
2. 毒物劇物営業者は、前項の規定により提供した毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該譲受人に対し、変更後の当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供するように努めなければならない。
3. 前2項の規定は、特定毒物研究者が製造した特定毒物を譲り渡す場合について準用する。
4. 前3項に定めるもののほか、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

◆毒劇法施行規則 第13条の10

令第40条の9第1項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- (1)1回につき200ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- (2)令別表第1の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

第13条の11

令第40条の9第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

- (1)文書の交付
- (2)電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

発火性又は爆発性のある劇物の販売注意点

- 毒物劇物の譲渡手続きの他に、交付を受ける者の確認が必要です。
- 交付を受ける者の氏名、住所を確認した後でなければ販売できません。

- 帳簿を備え、①交付した劇物の名称、②交付の年月日、③交付を受けた者の氏名及び住所を記載し、5年間保存する。

【帳簿の例】 発火性又は爆発性のある劇物交付帳簿

交付 年月日	劇物の 名称	数量	交付を受けた者		【確認の方法】 ①身分証明書 ②運転免許証 ③その他
			氏名	住所	

①、②は番号、③は
方法を記入する

発火性又は爆発性のある劇物

(毒劇法第3条の4、施行令第32条の3)

- ①亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
(亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するものに限る。)
- ②塩素酸塩類及びこれを含有する製剤
(塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る。)
- ③ナトリウム
- ④ピクリン酸

◆毒劇法第15条

2. 毒物劇物営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、その交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、第3条の4に規定する政令で定める物を交付してはならない。
3. 毒物劇物営業者は、帳簿を備え、前項の確認をしたときは、厚生労働省令の定めるところにより、その確認に関する事項を記載しなければならない。
4. 毒物劇物営業者は、前項の帳簿を、最終の記載をした日から5年間、保存しなければならない。

◆毒劇法施行規則第12条の2の6

法第15条第2項の規定による確認は、法第3条の4に規定する政令で定める物の交付を受ける者から、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項(同法第22条において準用する場合を含む。)に規定する書面その他の交付を受ける者の氏名及び住所を確認するに足りる資料の提示を受けて行なうものとする。ただし、毒物劇物営業者と常時取引関係にある者、毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員等毒物劇物営業者がその氏名及び住所を知っている者に交付する場合、その代理人、使用人その他の従業者(毒物劇物営業者と常時取引関係にある法人又は毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員たる法人の表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。)であることとが明らかなる者にその者の業務に関し交付する場合及び官公署の職員であることが明らかなる者にその者の業務に関し交付する場合は、その資料の提示を受けることを要しない。

◆毒劇法施行規則第12条の3

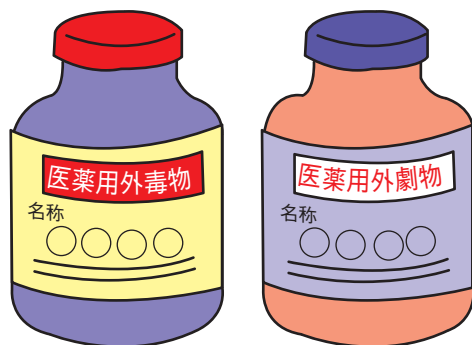
法第15条第3項の規定により同条第2項の確認に関して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

1. 交付した劇物の名称
2. 交付の年月日
3. 交付を受けた者の氏名及び住所

毒物劇物の表示

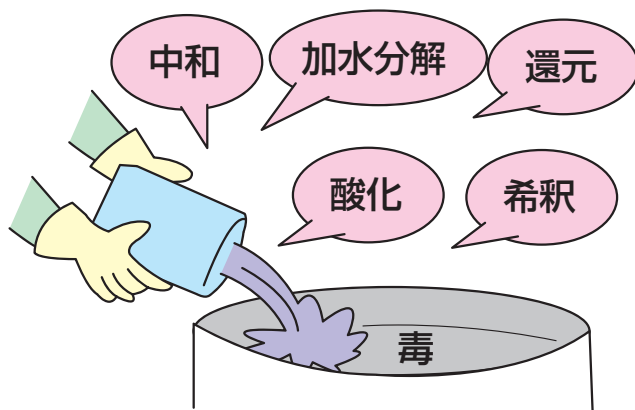
● 毒物劇物であることを明確に知らせる。

- 毒物劇物の容器及び被包に「医薬用外」の文字を記載し、毒物の場合は赤地に白色で「毒物」の文字、劇物の場合は白地に赤色で「劇物」の文字を表示します。
- 誤って飲用等されないよう、毒物劇物であることが分かる容器を使用します。



毒物劇物の廃棄

● 毒物劇物ではないものにしてから廃棄する。



- 具体的な毒物劇物の廃棄方法は薬務局長通知「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について」を参考にします。
- 下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法など他の法律にも抵触しないようにすること。
- 処理ができないものは、その性状に応じて香川県知事又は高松市長の許可を受けている特別管理産業廃棄物処理業者等に委託するなど、適正に処理すること。



関連法規

◆ 毒劇法 第12条

1. 毒物劇物営業業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。
(業務上取扱者についても準用される)
2. 毒物劇物営業業者は、その容器及び被包に、次に掲げる事項を表示しなければならない。
 - (1) 毒物又は劇物の名称
 - (2) 毒物又は劇物の成分及びその含量
 - (3) 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
 - (4) 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項

◆ 毒劇法施行規則 第11条の6

法第12条第2項第4号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、次の通りとする。

- (1) 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに毒物劇物取扱責任者の氏名

◆ 毒劇法 第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならない。

◆ 毒劇法施行令 第40条

- (1) 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- (2) ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- (3) 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- (4) 前各号により難い場合には、地下1m以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

◆ 毒劇法 第15条の3

都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあっては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長とし、特定毒物研究者にあっては、その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合には、指定都市の長とする。第18条第1項、第19条第4項及び第5項、第20条第2項並びに第23条の2において同じ。）は、毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第11条第2項の政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

立 入 検 査 に つ い て

◇毒物劇物を使用・保管している事務所には、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物の取扱い状況について、香川県又は高松市の毒物劇物監視員による立入検査が行われることがあります。

毒物劇物に関する問い合わせ

◇詳細については、下記の最寄りの保健所に問い合わせてください。

名 称	電 話	所 管 区 域
東讃保健福祉事務所 (東讃保健所)	0879-29-8270	さぬき市、東かがわ市 香川郡、木田郡
小豆総合事務所 (小豆保健所)	0879-62-1374	小 豆 郡
中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9964	丸亀市、坂出市、 善通寺市、 仲多度郡、綾歌郡
西讃保健福祉事務所 (西讃保健所)	0875-25-4383	観音寺市、三豊市
高松市保健所	087-839-2865	高 松 市

また、香川県健康福祉部薬務課
高松市番町4-1-10
☎087-832-3301
においても、お問い合わせに応じております。

医薬用外劇物

医薬用外毒物

医薬用外毒物

医薬用外劇物

医薬用外毒物

医薬用外劇物